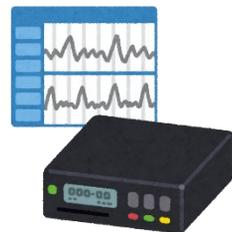


デジタコの使用と 運行記録の3年間記録保存

デジタル式運行記録計（デジタコ）の使用が必須になります。



デジタコの管理ソフトの中には、運行管理や労務管理、ドライバーの運転ぶりを把握できたり、燃費改善に役立つ機能がついているものもあります。ドライバーの指導監督にご活用ください。



すべての貸切バスが令和6年4月からデジタコ必須となるのですか？

新車(令和6年4月1日以降に新規登録を受けたもの)は令和6年4月1日から、既販車は令和7年4月1日から必須となります。



学校の送迎など特定旅客に近い形態で運行を行っていますが、義務付けの対象になりますか？

運行形態が貸切契約の場合は、その運行の実態や車両の形状に関わらず、デジタル式運行記録計の使用が義務となります。



デジタコを装着できないバスを運行しているのですが…

ボンネットバスのように、年式が非常に古く、デジタコを装着できない車両は義務付けの対象外です。その場合、複数の運行記録計のメーカーから、デジタル式運行記録計の装着が困難である旨の回答文書(書面やメール等)をもらい、その回答について車両を保有しなくなるまで保存してください。

★国土交通省の補助金もご活用ください(事故防止対策支援推進事業、～令和6年1月末まで)

※予算上限に到達すると、その時点で受付が早期終了となる場合があります
※「自動車運送事業の安全総合対策事業」の予算消化率をご確認いただけます
(公財)日本自動車輸送技術協会 <https://jata-shinsei.my.site.com/portal/>



■対象:中小企業のバス事業者等

- ・運行管理の高度化支援
- ・過労運転防止の先駆取組支援

※補助上限額や対象機器などの詳細は左のQRコードよりご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>